

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する件 一四
 - 県営土地改良事業計画を定めた件六件 一四
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 一四
 - 土地改良法により換地計画を定めた件二件 一四
 - 土地改良法により換地処分をした件二件 一四
 - 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定をした件 一四
 - 道路の区域を変更する件七件 一四
 - 道路の供用を開始する件五件 一四
 - 県道の路線を廃止する件 一四
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件六件 一四

告 示

福島県告示第二百一十号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四の規定により定めた福島県と市町村及び一部事務組合等との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（昭和三十五年福島県告示第五百九十号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄
 別表中「須賀川地方広域消防組合、南会津地方環境衛生組合」を「須賀川地方広域消防組合」に改める。

（市町村行政課）

福島県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、瀬戸原池地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年三月二十六日から
同 年四月十四日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
白河市役所
- 四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。
（農村計画課）

福島県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、新池（明新下）地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年三月二十五日から
同 年四月十四日まで （二十日間）
- 三 縦覧の場所
矢吹町役場
- 四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から

起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第二百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、新池(大槻)地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月二十六日から
同 年四月十四日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

郡山市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第二百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、大反池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月二十六日から

同 年四月十四日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

郡山市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第二百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、上ノ池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月二十六日から
同 年四月十四日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

郡山市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第二百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、稲荷山池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年三月二十六日から
同 年四月十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所
- 四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十九項の規定により、桂沢第一地区に係る県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（地震・豪雨対策型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年三月二十六日から
同 年四月十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所
- 四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、広野地区南山工区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年三月二十六日から
同 年四月十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
広野町役場
- 四 その他
この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

福島県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、広野地区北沢工区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年三月二十六日から
同 年四月十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
広野町役場
- 四 その他
この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

福島県告示第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和七年三月十四日広野地区鶴ヶ崎工区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄
(農村基盤整備課)

福島県告示第二百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、令和七年三月十四日広野地区小滝平工区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄
(農村基盤整備課)

福島県告示第二百十三号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)以下「所有者不明土地法」という。)第三十二条第一項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の収用についての裁定をした。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積

| 所在地番 | 地目 | | 面積(平方メートル) | 収用する土地の面積(平方メートル) |
|--------------------------|------|----|------------|-------------------|
| | 登記記録 | 現況 | | |
| 福島県福島市 平石字西久保 一一三番 | 墓地 | 原野 | 五八 | 五八・八四 |
| | | | | 五八・八四 |

二 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期

令和七年六月二十六日

三 特定所有者不明土地等の引渡し等の期限

令和七年六月二十六日

四 特定所有者不明土地を収用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額

土地所有者(不明)に対し、金十八万四千五百二十三円
なお、土地に関する所有権以外の権利を有する関係人(始期付横山龍吉持分全部移転仮登記権利者 持分二分の一(亡)横山正雄の法定相続人)に対する補償金の額については、個別に見積もることが困難であるため、所有者不明土地法第三十五条第一項で準用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十九条ただし書きの規定により、土地所有者への補償に含める。

(土木総務課用地室)

福島県告示第二百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区間 | 変更前の敷地の幅員(メートル) | 変更後の敷地の幅員(メートル) | 延長 |
|--------------|--|-----------------|-----------------|----------------|
| 一般国道 三四九号 | 二本松市杉沢字馬船三五六番地先から 同 市東新殿字浮内一〇〇番地先まで | 一五・七 五三・七 | 一五・七 五三・七 | 三二八・〇 三二八・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

| 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----|-------|----|
|-----|-------|----|

| | | | | | |
|-------------|--|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
| 県道福島 飯坂線 | 福島市南沢又字柳清水 一九番一六地先から 同 市南沢又字桜内三 九番一地先まで | 変更後 一四・九〇 四六・五〇 二六・九〇 | 変更前 一四・九〇 四六・五〇 二二七・八〇 | 変更後 一四・九〇 二六・九〇 | 変更前 一四・九〇 二二七・八〇 |
| | | (メートル) | (メートル) | (メートル) | (メートル) |

(道路計画課)

福島県告示第二百十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

| | | | | | |
|-------------|---|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
| 県道石沢 萩田線 | 二本松市太田字本町一 五五番地先から 同 市太田字本町一 五五番地先まで | 変更後 一一・五〇 一一・八〇 | 変更前 一一・五〇 一一・四〇 五・九〇 | 変更後 一一・五〇 一一・八〇 | 変更前 一一・五〇 五・九〇 |
| | | (メートル) | (メートル) | (メートル) | (メートル) |

(道路計画課)

福島県告示第二百十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

| | | | |
|-----|-------|---|---|
| 変更前 | 敷地の幅員 | 延 | 長 |
| | | | |

| | | | | | |
|--------------|---|-------------------------|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
| 一般国道 二八八号 | 田村市常葉町大字常葉 字古御門七番地先から 同 市常葉町大字常葉 字平館四四番一地先ま で | 変更後 一〇〇・〇〇 三二一・〇〇 | 変更前 一〇〇・〇〇 三二一・〇〇 二七二・五〇 | 変更後 一〇〇・〇〇 三二一・〇〇 | 変更前 一〇〇・〇〇 二七二・五〇 |
| | | (メートル) | (メートル) | (メートル) | (メートル) |

(道路計画課)

福島県告示第二百十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

| | | | | | |
|-------------|---|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|------------------------|
| 路線名 | 区 間 | 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 |
| 県道常葉 野川線 | 田村市常葉町大字常葉 字古御門一一番一地先 から 同 市常葉町大字常葉 字炭焼野一七番地先ま で | 変更後 八〇・〇〇 二五・〇〇 | 変更前 八〇・〇〇 二五・〇〇 九〇六・〇〇 | 変更後 八〇・〇〇 二五・〇〇 | 変更前 八〇・〇〇 九〇六・〇〇 |
| | | (メートル) | (メートル) | (メートル) | (メートル) |

(道路計画課)

福島県告示第二百十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀 雅雄

| | | | |
|-----|-------|---|---|
| 変更前 | 敷地の幅員 | 延 | 長 |
| | | | |

| 路線名 | 区間 | 変更後の変更前 | (メートル) | (メートル) |
|---------|------------------------------------|---------------------|---------------------|--------|
| 県道社田浅川線 | 白河市表郷八幡字石前四七番地先から同市表郷八幡字宮下六六番三地先まで | 変更前 一〇・六 二四・〇 | 変更後 一〇・六 一八・六 | 四二二・九 |

(道路計画課)

福島県告示第二百二十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区間 | 変更前の変更後 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|----------|--|---------------------|---------------------|----------|
| 県道増見小田倉線 | 西白河郡西郷村大字羽大字嫁塚一番三地先から同郡同村大字羽大字吊久保九番一地先まで | 変更前 一〇・九 六〇・四 | 変更後 一二・五 六一・四 | 六八〇・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第二百二十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

| | | |
|----------|-----------------------------------|-----------|
| 一般国道三四九号 | 二本松市杉沢字馬船三五六番地先から同市東新殿字浮内一〇〇番地先まで | 令和七年三月二六日 |
|----------|-----------------------------------|-----------|

(道路計画課)

福島県告示第二百二十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|---------|-------------------------------------|-----------|
| 県道福島飯坂線 | 福島市南沢又字柳清水一九番一六地先から同市南沢又字桜内三九番一地先まで | 令和七年三月二五日 |
|---------|-------------------------------------|-----------|

(道路計画課)

福島県告示第二百二十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|----------|--|-----------|
| 一般国道二八八号 | 田村市常葉町大字常葉字古御門七番地先から同市常葉町大字常葉字平館四四番一地先まで | 令和七年三月二五日 |
|----------|--|-----------|

(道路計画課)

福島県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|---------|--|---------------|
| 県道常葉野川線 | 田村市常葉町大字常葉字古御門一 一番一地从先から 同 市常葉町大字常葉字炭焼野一 七番地先まで | 令和七年三月二十五日 |

(道路計画課)

福島県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|---------|---|---------------|
| 県道社田浅川線 | 白河市表郷八幡字石前四七番地先 から 同 市表郷八幡字石前四八番一 地 先まで | 令和七年三月二十六日 |

(道路計画課)

福島県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を令和七年三月三十一日に廃止する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課において一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

| 整理番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|------|----------|-------|----------------|--------|
| 三七三 | 県道福島停車場線 | 福島停車場 | 一般国道一三号交点（福島市） | |

(道路計画課)

福島県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（郡山市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和三十三年四月一日
- 四 事業施行期間
（変更前）昭和三十三年四月一日から令和七年三月三十一日まで
（変更後）昭和三十三年四月一日から令和十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(下水道課)

福島県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（郡山市流域関連公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十二年七月二十二日
- 四 事業施行期間
（変更前）昭和五十二年七月二十二日から令和七年三月三十一日まで
（変更後）昭和五十二年七月二十二日から令和十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（令和二年福島

県告示第百二十九号)で認可した変更後の事業地に富田東一丁目及び富田東二丁目の一部区域を加える。
使用の部分 変更なし
(下水道課)

福島県告示第百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 本宮市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二本松本宮都市計画下水道事業(本宮市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十二年二月二十二日
- 四 事業施行期間 (変更前)昭和五十二年二月二十二日から令和七年三月三十一日まで (変更後)昭和五十二年二月二十二日から令和十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 計画事業の変更を認可した件(令和二年福島県告示第六百六十三号)で認可した変更後の事業地に、本宮市荒井字信田池、岩根字中向山及び字下土淵の各一部の区域を加える。
同事業地のうち本宮市本宮字柳ノ内、字下台、字舞台、字反町及び字山田、高木字向田、字熊ノ木、字中丸及び字滝ノ入、仁井田字吹上、青田字茂庭及び字立石、荒井字南ノ内、字上沢、字長山、字前田及び字瀬戸田並びに岩根字鬼石山、字北原田、字苗代田、字小山及び字北原の各一部の区域を変更する。

使用の部分 なし

(下水道課)

福島県告示第百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 浅川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 石川都市計画下水道事業(浅川町特定環境保全公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成十二年十月十日
- 四 事業施行期間 (変更前)平成十二年十月十日から平成三十七年三月三十一日まで (変更後)平成十二年十月十日から令和十三年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
(下水道課)

福島県告示第百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 鏡石町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業(鏡石町公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十四年一月二十六日
- 四 事業施行期間 (変更前)昭和五十四年一月二十六日から令和七年三月三十一日まで (変更後)昭和五十四年一月二十六日から令和十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし
(下水道課)

福島県告示第百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。
令和七年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 須賀川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業(須賀川市公共下水道(大東処理区))
- 三 事業施行期間 (変更前)平成二十六年三月十一日から平成三十一年三月三十一日まで (変更後)平成二十六年三月十一日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし
(下水道課)

